

# サービス別該当資料一覧表

令和3年3月23日更新

◆ 各サービス毎で、必要な資料の確認をしてください。

厚生労働省 令和3年度介護報酬改定について	訪問介護 訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	通所介護 (地域密着型)	通所リハ	短期入所 生活介護	福祉用具	居宅介護 支援	特定施設 (地域密着型)	介護老人 福祉施設 (地域密着型)	介護老人 保健施設 (短期療養介護)	介護療養型 (短期療養介護)	介護医療院 (短期療養介護)	居宅療養 管理指導
<b>【令和3年度介護報酬改定について】</b>														
令和3年度介護報酬改定の主な事項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和3年度介護報酬改定における改定事項について (福岡県のホームページで分割版を掲載)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
全サービス共通	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
訪問介護	○							○						
訪問入浴介護	○							○						
訪問看護		○						○						
訪問リハビリテーション			○					○						
通所介護・地域密着型通所介護				○				○						
通所リハビリテーション					○			○			○			
短期入所生活介護						○		○						
短期入所療養介護								○			○	○	○	
福祉用具貸与							○	○						
居宅介護支援								○						
特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護									○					
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護										○				
介護老人保健施設											○			
介護療養型医療施設												○		
介護医療院													○	
居宅療養管理指導								○						○
<b>【介護報酬改定に関する省令及び告示】</b>														
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号) (福岡県のホームページで分割版を掲載)														
第1条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	○		※短期入所療養介護	※短期入所療養介護	※短期入所療養介護	○
第2条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正								○						
第3条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正														
第4条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正	※訪問入浴	○	○		○	○	○		○					○
第5条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正	※訪問入浴	○	○		○	○	○		○					○

# サービス別該当資料一覧表

令和3年3月23日更新

◆ 各サービス毎で、必要な資料の確認をしてください。

厚生労働省 令和3年度介護報酬改定について	訪問介護 訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	通所介護 (地域密着型)	通所リハ	短期入所 生活介護	福祉用具	居宅介護 支援	特定施設 (地域密着型)	介護老人 福祉施設 (地域密着型)	介護老人 保健施設 (短期療養介護)	介護療養 型 (短期療養介護)	介護医療 院 (短期療養介護)	居宅療養 管理指導
第6条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正														
第7条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正														
第8条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正										○				
第9条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正											○			
第10条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正												○		
第11条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正										○				
第12条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正														
第13条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正													○	
第14条 介護保険法施行規則の一部改正														
附則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第73号)														
(福岡県のホームページで分割版を掲載)														
第1条 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○	○
第2条 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正								○						
第3条 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正										○	○	○	○	
第4条 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部改正				○										
第5条 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の一部改正						○				○				
第6条 厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の一部改正												○	○	
第7条 介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額の一部改正	○			○	○	○		○	○			○	○	
第8条 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域の一部改正														
第9条 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等の一部改正						○				○	○	○	○	
第10条 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部改正										○	○	○	○	
第11条 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部改正						○				○	○	○	○	
第12条 介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部改正										○				

# サービス別該当資料一覧表

令和3年3月23日更新

◆ 各サービス毎で、必要な資料の確認をしてください。

厚生労働省 令和3年度介護報酬改定について	訪問介護 訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	通所介護 (地域密着型)	通所リハ	短期入所 生活介護	福祉用具	居宅介護 支援	特定施設 (地域密着型)	介護老人 福祉施設 (地域密着型)	介護老人 保健施設 (短期療養介護)	介護療養 型 (短期療養介護)	介護医療 院 (短期療養介護)	居宅療養 管理指導
第13条 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部改正										○				
第14条 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針の一部改正										○	○	○	○	
第15条 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正				○				○	○	○				
第16条 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正	○	○	○		○	○		○	○			○	○	○
第17条 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正								○						
第18条 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正								○						
第19条 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数の一部改正									○					
第20条 厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数の一部改正														
第21条 厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置の一部改正														
第22条 要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部改正											○	○		
第23条 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域の一部改正	○	○	○	○	○		○	○						○
第24条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修の一部改正														
第25条 厚生労働大臣が定める地域の一部改正	○	○	○				○	○						○
第26条 厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部改正	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
第27条 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等の一部改正	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
第28条 厚生労働大臣が定める基準の一部改正	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
第29条 厚生労働大臣が定める施設基準の一部改正	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
附則	○			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域(令和3年厚生労働省告示第74号)	○	○	○				○	○						○
介護保険法施行規則第四百十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第71号)														
介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)														
<b>【介護報酬改定に関する通知等】</b>														
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	○	○	○	○	○		○	○						○
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について						○			○	○	○	○	○	

# サービス別該当資料一覧表

令和3年3月23日更新

◆ 各サービス毎で、必要な資料の確認をしてください。

厚生労働省 令和3年度介護報酬改定について	訪問介護 訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	通所介護 (地域密着型)	通所リハ	短期入所 生活介護	福祉用具	居宅介護 支援	特定施設 (地域密着型)	介護老人 福祉施設 (地域密着型)	介護老人 保健施設 (短期療養介護)	介護療養 型 (短期療養介護)	介護医療 院 (短期療養介護)	居宅療養 管理指導
特定診療費の算定に関する留意事項について												○		
指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	※訪問入浴	○	○		○	○	○	○	○					○
指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について														
特別療養費の算定に関する留意事項について											○			
特別診療費の算定に関する留意事項について													○	
指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について	○	○	○	○	○	○	○	○	○		※短期入所療養	※短期入所療養	※短期入所療養	○
指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について														
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について								○						
指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について								○						
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について										○				
介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について											○			
健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について												○		
介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について													○	
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護給付費請求書等の記載要領について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて													○	
訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて		○												
事業所評価加算に関する事務処理手順及び様式例について			○		○									
「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について														
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項(第182条第1項において準用する場合を含む。)に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について														
介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について	○			○	○	○			○	○	○	○	○	
リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○
通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について				○	○									

# サービス別該当資料一覧表

令和3年3月23日更新

◆ 各サービス毎で、必要な資料の確認をしてください。

厚生労働省 令和3年度介護報酬改定について	訪問介護 訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	通所介護 (地域密着型)	通所リハ	短期入所 生活介護	福祉用具	居宅介護 支援	特定施設 (地域密着型)	介護老人 福祉施設 (地域密着型)	介護老人 保健施設 (短期療養介護)	介護療養 型 (短期療養介護)	介護医療 院 (短期療養介護)	居宅療養 管理指導
科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について			○	○	○				○	○	○	○	○	
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う改正前の入居定員の基準を超えるユニットの適切な運営について						○				○	○	○	○	
「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」のテクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準における留意点について						○				○				
「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について						○				○				
介護保険施設等における事故の報告様式等について														
介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について														
介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について														
通所介護等の区分支給限度基準額に係る給付管理の取扱いについて				○	○									
<b>【介護報酬改定Q&amp;A】</b>														
令和3年度介護報酬改定Q&A(Vol.1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和3年度介護報酬改定Q&A(Vol.2)			○		○					○	○	○	○	
福岡県ホームページ	訪問介護 訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	通所介護 (地域密着型)	通所リハ	短期入所 生活介護	福祉用具	居宅介護 支援	特定施設 (地域密着型)	介護老人 福祉施設 (地域密着型)	介護老人 保健施設 (短期療養介護)	介護療養 型 (短期療養介護)	介護医療 院 (短期療養介護)	居宅療養 管理指導
<b>【介護報酬の算定構造(介護サービス)】</b>														
介護報酬の算定構造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○